

2020年4月7日(火) HP公開以降の更新履歴

更新 月日	設置 ファイル名	更新 ページ	項目	更新内容	
				変更前	変更後
4/23	公募要領	P28	2章 1 -5 (1)重要事項の詳細	<p>① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。 その際、着手前の住宅建設地(更地)を交付決定番号が記載された指定のボードと共に必ず撮影すること。 ※ 事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。</p>	<p>① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助対象工事に着手すること。 原則、着手前の住宅建設地(更地)を交付決定番号が記載された指定のボードと共に必ず撮影すること。 但し、新型コロナウイルス感染拡大によるその後の補助対象工事への影響に鑑み、補助対象外となる基礎工事について、「着手前写真用ボード」撮影前の着工を認めます。 ※補助対象となる断熱工事の交付決定前着手は認められませんのでご注意ください。 ※ 事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。</p>
4/23	公募要領	P42	2章 3 -4 (1) 補助事業の開始	<p>交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手してください。 その際、「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、住宅建設地(更地)にて着手前写真用ボードを写し込み、以下①、②の角度で着手前写真を合計2枚撮影してください。</p> <p>① 予定される完成写真の角度で敷地と前面道路を写したもの ② ①と別角度で周辺建物等を写し込んだ遠景写真</p> <p>※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。</p>	<p>交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助対象工事に着手してください。 原則、「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、住宅建設地(更地)にて着手前写真用ボードを写し込み、以下①、②の角度で着手前写真を合計2枚撮影してください。</p> <p>① 予定される完成写真の角度で敷地と前面道路を写したもの ② ①と別角度で周辺建物等を写し込んだ遠景写真</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大によるその後の補助対象工事への影響に鑑み、補助対象外となる基礎工事について、「着手前写真用ボード」撮影前の着工を認めます。 ※補助対象となる断熱工事の交付決定前着手は認められませんのでご注意ください。 ※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。</p>